

飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第9弾）の 申請受付開始等について

千葉県感染拡大防止対策協力金（第9弾：要請期間は令和3年6月1日から6月20日）につきまして、令和3年7月9日から申請受付を開始することとしましたので、お知らせします。

1 申請受付

【方 法】 オンラインまたは郵送

【期 間】 令和3年7月9日（金）から令和3年8月20日（金）まで

※ 8月20日までの消印有効です。

※ 申請手続等を定めた「申請要領・様式」は、7月2日午後から市区町村役場、商工会及び商工会議所等で入手いただけます。

2 専用ポータルサイト

※ 7月2日正午から「申請要領・様式」の閲覧・ダウンロードができます。

※ 7月9日正午からオンライン申請ができます。

【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイト

【アドレス】 <https://chiba-kyouryokukin.com/>

(上記は第1弾から第8弾までと共通のページになりますので、アクセス後、第9弾ページへのリンクを選択してください。)

3 本協力金に関するお問い合わせ先

【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】 0570-003894（第1弾から第8弾までと共通）

【受付時間】 午前9時から午後6時まで（土・日・祝日含む）

※県全体の支払スケジュールや進捗状況はポータルサイトに掲載しています。

千葉県感染拡大防止対策協力金（第9弾）の概要

1 協力金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県からの営業時間短縮要請に御協力いただいた飲食店に対し、事業規模に応じた協力金を店舗ごとに支給する。

2 対象要件（全期間共通）

- 千葉県内で飲食店を運営する事業者（個人事業主を含む）
- 県からの要請に基づき行った営業時間短縮の協力開始日より前から、必要な食品衛生法にかかる営業許可を取得のうえ営業していること。
- 県からの要請に協力し、営業時間の短縮を行ったこと（終日休業を含む）。
- 対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること。

3 第9弾の概要（時短要請期間：令和3年6月1日～令和3年6月20日）

○対象事業者 要請期間中、営業時間短縮の要請に応じていただいた、県内で飲食店を運営する事業者等

○支給額

支給額については、まん延防止等重点措置区域とその他の区域に分かれます。

（1）まん延防止等重点措置を講じるべき区域

（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市）

以下の区分に応じて算定した日額×20日分

（6月1日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月4日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から6月20日までの日数分を支給します。）

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（※1）

- | | |
|------------------|---------------|
| 7.5万円以下の店舗 | 3万円 |
| 7.5万円超～25万円以下の店舗 | 1日あたりの売上高×0.4 |
| 25万円超の店舗 | 10万円 |
- 1店舗あたり60万円から200万円（全期間御協力いただいた場合）

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（※2）×0.4（上限20万円）

1店舗あたり最大400万円（全期間御協力いただいた場合）

(2) まん延防止等重点措置を講じるべき区域以外の区域

以下の区分に応じて算定した日額×20日分

6月1日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月4日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から6月20日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高(※1)

8万3,333円以下の店舗	2.5万円
8万3,333円超～25万円の店舗	1日あたりの売上高×0.3
25万円超の店舗	7.5万円
1店舗あたり50万円から150万円(全期間御協力いただいた場合)	

【大企業】 ※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額(※2)×0.4
(上限20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額)

1店舗あたり最大400万円(全期間御協力いただいた場合)

※1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和元年又は令和2年6月の飲食部門の売上高の合計額÷30日

※2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

(令和元年又は令和2年6月の売上高の合計額 - 令和3年6月の売上高の合計額) ÷ 30日

感染拡大防止対策協力金（6／1～6／20要請分）について

（参考）

要請期間		第9弾		第8弾		
		6月1日から6月20日まで（20日間）		5月12日から5月31日まで（20日間）		
区分						
千葉市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 習志野市 柏市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市 【12市】	営業自粛の時間	20時～5時		20時～5時		
	酒類の提供時間	終日不可		終日不可		
	支給額	中小企業	日額3～10万円 （総額60～200万円）※		日額4～10万円 （総額80～200万円）※	
		大企業	日額最大20万円 （総額最大400万円）		日額最大20万円 （総額最大400万円）	
	要請開始日に協力頂けない場合		6月4日までに開始した場合、 開始した日から6月20日までの 日数分を支給		5月15日までに開始した場合、 開始した日から5月31日までの 日数分を支給	
その他 市町村 【42 市町村】	営業自粛の時間	21時～5時		21時～5時		
	酒類の提供時間	11時～20時		11時～20時		
	支給額	中小企業	日額2.5万円～7.5万円 （総額50～150万円）※		日額2.5万円～7.5万円 （総額50～150万円）※	
		大企業	日額最大20万円 （総額最大400万円）		日額最大20万円 （総額最大400万円）	
	要請開始日に協力頂けない場合		6月4日までに開始した場合、 開始した日から6月20日までの 日数分を支給		5月15日までに開始した場合、 開始した日から5月31日までの 日数分を支給	

まん延防止等
重点措置区域
（点線部分）

※中小企業も大企業と同様の支給額の算定方法を選択可能。